ロ、支部の專門部を廢し本部專門部の部員を各地域支部及各工場分會に置くことにした。

(三)役員

イ、組合長を廢し委員制を確立した。

ロ、會計檢査を廢止す。

第一章　名稱及目的

第一條　本組合を大阪一般勞働者組合と稱す

第二條　本組合は勞働組合評議會に加盟し其の宣言綱領及決議の遂行に努め大阪地方に於ける産業別勞働組合組織の完成を助成するを目的とす

第二章　組織　第一節　加盟及脱退

第三條　本組合は大阪地方に於ける各種産業に從事する勞働者を以て組織す

第四條　(一)本組合ニ加盟セントスルモノハ別ニ定ムル所ニ從ヒ入會、

財團法人協調會大阪支所